

甲賀市子育て支援センター条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

保護者の一時的な保育の需要に対応する一時預かり保育事業について、水口子育て支援センターを除く4支援センター（土山、甲賀、甲南、信楽）において新たに実施するため、甲賀市子育て支援センター条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 各支援センターの事業内容について改めることとします。
【第3条関係】
- (2) 指定管理者の管理業務について所要の改正を行うこととします。
【第12条関係】
- (3) 一時預かり保育の利用時間について改めることとします。
【別表第2関係】
- (4) この条例は、令和6年4月1日から施行します。
【付則関係】

3 その他

- (1) 4支援センター（土山、甲賀、甲南、信楽）での一時預かり保育事業の実施に伴い、公立保育園での一時預かり保育事業は一部の園で取りやめることとします。水口地域は、引き続き保育園で実施します。
- (2) 実施に向けた人員配置等は今後人事課と協議を進めます。
- (3) 予算（人件費除く）への影響は殆どありません。